

「葦」第46号発刊に寄せて

奈良県立医科大学附属病院

看護部長 高橋 美雪

「STAP 細胞」と言えば、研究に携わったことがない人でもニュースや新聞等で一度くらいは見聞きしたことがあると思います。2014年に投稿された論文が世界的にも権威のあるネイチャー誌に掲載され、ノーベル賞候補にもというほど注目を集めました。しかし、その後に論文不正や研究実態の疑義が問題となり、論文は撤回され、その過程で論文の指導や大学の審査体制の不備についても大きく取り上げられました。この世界的な研究不正事件を機に、当看護部においても、これまで看護部主体の研究倫理委員会で審査・承認を行ってきたのが、大学の「医の倫理審査委員会」で審査・承認を得るという、より一層の厳正さが求められるようになりました。看護研究の性質上、審査委員会の下部組織として専門部会を置き、2015年11月からは実質的に大学の承認を得て、研究活動を行うことになりました。このことは、今までの「看護研究」を見直す良い契機であったと思っています。

当看護部は昭和28年に看護部内に教育部を設置し、卒後教育を開始すると共に院内看護研究発表会を行っており、翌年には看護学会に発表してきた歴史があります。「看護研究」について述べている文献に「臨床における看護研究は、学問領域で言われるところの研究とは異なる目的をもって実施されていると考えられる。その目的として最も多いのはスタッフ教育であり、臨床看護研究は、継続教育としての意味合いが強いと考えられる。すなわち、看護研究を通じて、看護の質の向上を目指す臨床看護師を育成し、その実践能力を向上することが目標とされている。」という文脈があり、正に私たちはこれを長年にわたり実行してきたのだと腑に落ちました。看護研究のプロセスを通して、看護行為の根拠を明確にし、論理的に思考し、プレゼンテーション能力を高め発表する（伝える）という教育的側面に重点を置いてきたのです。

今回、大学の倫理審査を受けるにあたって、「看護師の研究資格審査（直属の上司である看護師長・看護部長の承認書をもって資格審査とし申請する）」が必要になりました。これは、看護師はその職務に「研究」が入っていない

ため、資格審査が別途必要であるという大学の規定に則った手続きです。否定はしません。「研究」をする上ではそれなりの覚悟と信念をもって取り組みなさいという戒めと思ってこの書類を見えています。少なくとも学問領域で言う「研究」を行うのであれば、新たな知見は不可欠だからです。

私たち、大学病院で勤務する看護師は、常に科学的に看護を探求し創造的に看護を実践することが求められています。たとえ職務に「研究」が入っていないとしても、研究的視点を持ち続けなければなりません。平成 27 年度からの看護部の目標の中に、その思いを込めました。

これまでの、そしてこれからの看護研究は新たな知見を得た「研究」なのか、研究的視点で看護をとらえた実践報告なのか、今一度考えてみませんか。